

申請書の書き方

(様式第1-A) 飼養等許可申請書 (ハナガメ新規) (書き方例)

整理番号: _____

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第5条の規定により特定外来生物の飼養等の許可を受けたく、次のとおり申請します。

平成28年10月1日

関東地方環境事務所長 殿

申請者の住所: 〒330-6018 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2
電話番号: 048-600-0516 職業: 公務員

氏名: 環境 一部 印

1.申請の種類	新規
2.申請に係る特定外来生物	1)種類 ハナガメ (<i>Mauremys sinensis</i>) 2)飼養等をしようとする数量(単位) 現在飼養している個体数 (3 頭)
3.飼養等の目的	特定外来生物の指定の際現に飼養等をしている個体の愛がん又は観賞
4.特定飼養等施設	1)所在地 <input checked="" type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ(口屋内、口屋外()) <input type="checkbox"/> その他() 2)規模 <input checked="" type="checkbox"/> 水槽型(縦100cm×横60cm×高さ30cm×1個、縦120cm×横80cm×高さ30cm×1個) <input type="checkbox"/> 円形等の容器(直径50cm×高さ30cm×1個) <input checked="" type="checkbox"/> 【必須】カメの手足が届かない高さを有している。 3)構造 <input type="checkbox"/> ガラス製 <input type="checkbox"/> プラスチック製 <input type="checkbox"/> その他() <input checked="" type="checkbox"/> 【必須】容易に外れないフタを有している。
5.主たる飼養等取扱者	1)飼養等取扱者 <input checked="" type="checkbox"/> 申請者(個人の場合は家族を含む。法人の場合はその職員を含む。) <input type="checkbox"/> 申請者以外 ※1)で申請者以外を選択した場合は 2)氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名) 4)職業 2)~4)も記入 3)住所(法人の場合は主たる事業所の所在地)
6.飼養等管理体制	1)施設の点検方法、点検頻度 <input checked="" type="checkbox"/> エサやりなどの際に毎日の点検を行う。また、水槽等の清掃時に保守点検を実施する。 <input type="checkbox"/> その他() 2)飼養等が困難になった場合の措置 <input checked="" type="checkbox"/> 【必須】野外への放出をしない。 <input checked="" type="checkbox"/> 【必須】適切な方法により殺処分を行う。 3)特定外来生物の運搬 <input checked="" type="checkbox"/> 有り(運搬目的 動物病院へ運んで行くため) <input type="checkbox"/> 無し(有りの場合は移動用施設の写真を添付する)
7.現在の飼養等の状況	飼養等をしている数量(単位) ※2.2)と同じ個体数を記入 3 頭
8.添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 施設の図面(省略可) <input type="checkbox"/> 敷地内における施設の位置図(省略可) <input type="checkbox"/> 縮尺1:5,000以上の概況図(省略可) <input checked="" type="checkbox"/> 【必須】施設及び設置場所がわかる写真
9.施行規則第6条第3号から第5号に該当しないことの証明	<input checked="" type="checkbox"/> 【必須】私(法人の場合:当法人及び法人の役員)は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第6条第3号から第5号までに該当しない者です。
10.備考	
担当者連絡先	氏名 環境 花子 所属・役職 環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室・係長 住所 自宅 さいたま市中央区新都心11-2 会社 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話番号 048-600-0516 電子メール Kankyou.hanako@env.go.jp

10月1日時点で飼っていた個体に限り許可を受けて飼養できます。

カメの水槽や容器がこれらに該当することを確認して、欄にチェック(✓)印をつけてください。
(このパンフレット中面の①②を参照)

該当する内容の欄にチェック(✓)印をつけてください。
(そうじや運搬についてはこのパンフレット中面のポイント③④を参照)

内容を確認した上で、2ヶ所ともチェック(✓)印をつけてください。

ハナガメ・台湾ハナガメを飼っていませんか？

今、飼っているハナガメを飼い続けるためには許可申請手続きが必要になります。



特徴

- ・首に黄色と黒の細いしま模様があります
- ・赤い模様はありません

原産地

台湾、中国南部、ベトナム

飼っているカメがハナガメかどうか分からない場合は、ペットショップなどで聞いてみましょう。ハナガメと他のカメの雑種の場合も、許可申請手続きが必要です。

▼どうして許可が必要になるの？

外来生物法に基づく規制の対象(特定外来生物)となりました。平成28年10月から、飼養(飼育)には許可が必要です。

▼今まで通り飼うことができるの？

許可を受ければ飼い続けることができます。寿命を迎えるまで大切に飼ってください。

▼手続きするにはどうしたらいいの？

申請書に必要な事項を記入し、必要な添付書類を添えて最寄りの環境省地方環境事務所へ郵送してください。詳しくは裏面の申請書の書き方をご覧ください。申請書類は環境省のウェブサイトからダウンロードできます。

▼手続きには費用がかかるの？

申請や許可に費用はかかりません。但し書類郵送時の切手代は申請者をご負担ください。

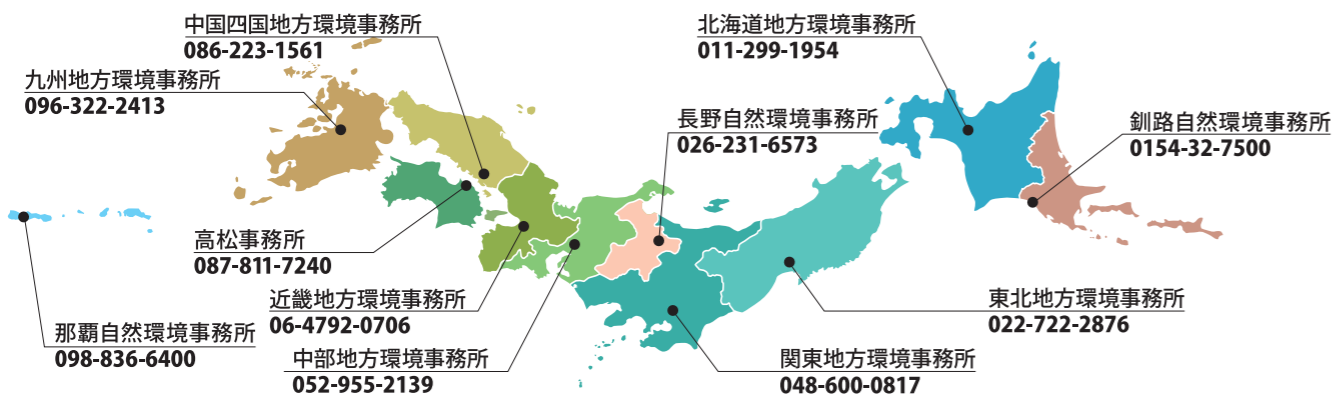
▼いつまでに手続きをすればいいの？

平成29年3月(規制開始から6ヶ月以内)までに、申請書類を提出してください。ご不明・ご心配の点は、環境省の各地方環境事務所野生生物課にご相談ください。

ご注意

- ▶ 許可を受けずに飼育・他人への譲渡し等を行うことは違法行為です。
- ▶ 野外に放すことは違法行為です。
- ▶ 違法行為には罰則・罰金が科されます。絶対におやめください。

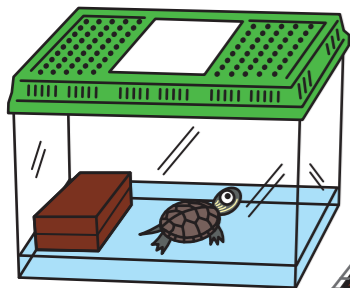
お問い合わせ



飼育のポイント

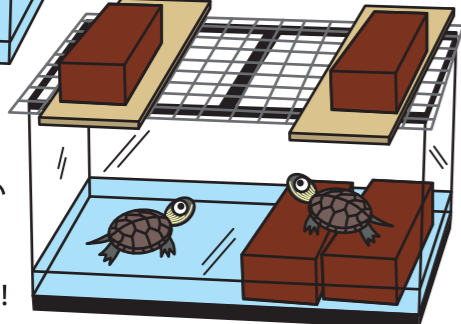
ポイント 1 容器にはフタをしよう!

容器には必ずフタをしよう。
簡単にはずれないように重しを
のせるか容器に固定してね。



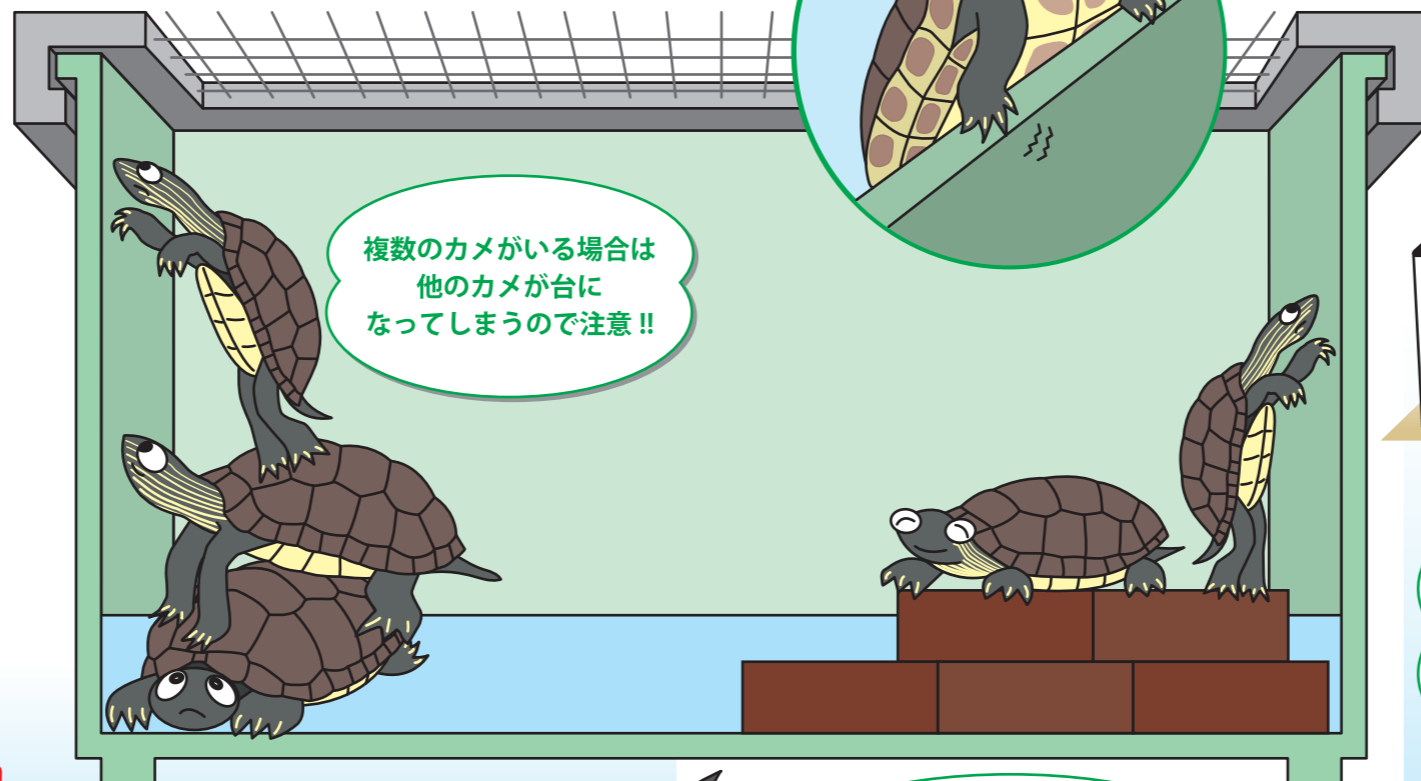
フタがカチッとハマる
プラケースなら OK!

既製品のフタが無い
場合は BBQ 用の
網などにレンガを
のせて代用しても可!

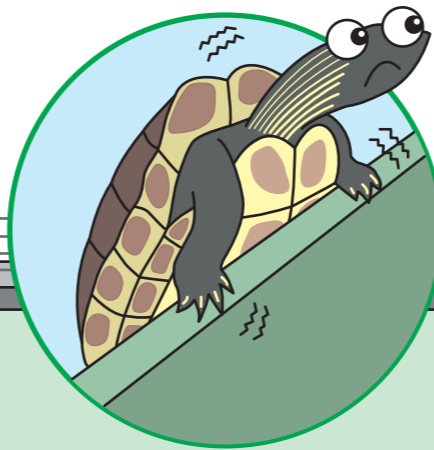


ポイント 2 容器の高さは余裕をもって!

一番高いところから立ち上がっても
前足がフタに届かない高さが必要だよ。
甲羅の長さの 2 倍以上が目安です。

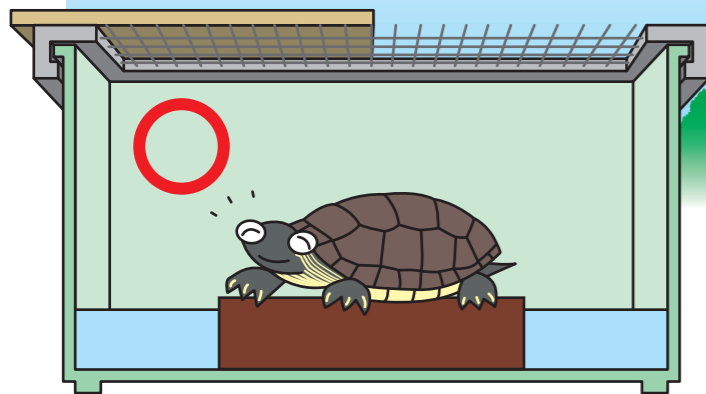


カメの前足が
容器のフチにかかる
とカメが逃げてしまうよ。



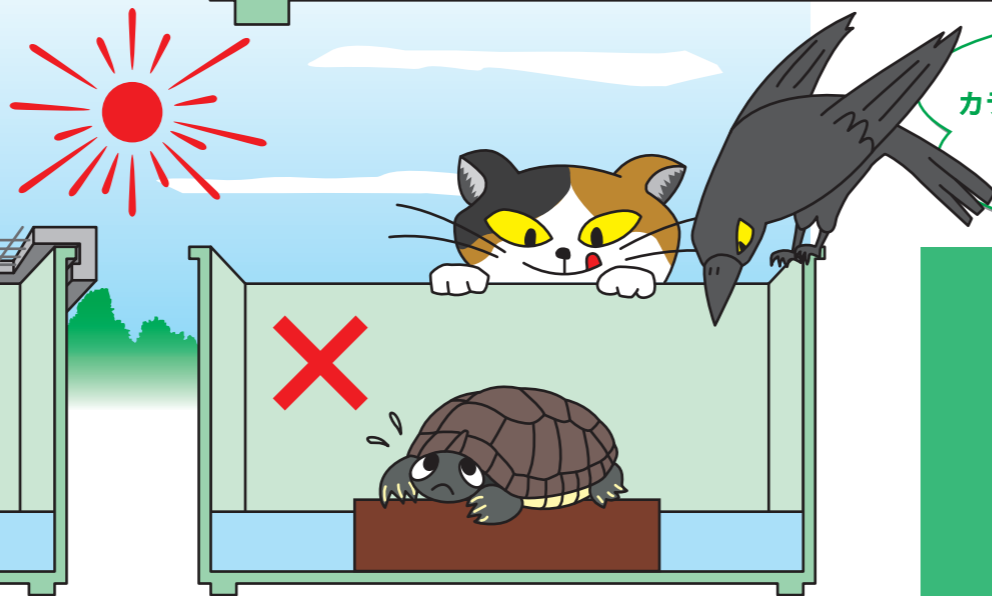
ポイント 3 日光浴もフタは閉めたままで!

日光浴をする時もフタは
閉めたままにしよう。
カメの日光浴はフタを
しめたままで充分です。



フタあり

フタがあると
逃げだしたり
カラスやネコにおそわれたりする
心配がないから安心だよ。



フタがないと
カラスやネコにいたずらされて
カメがケガをしまう
かもしれないよ。

フタなし

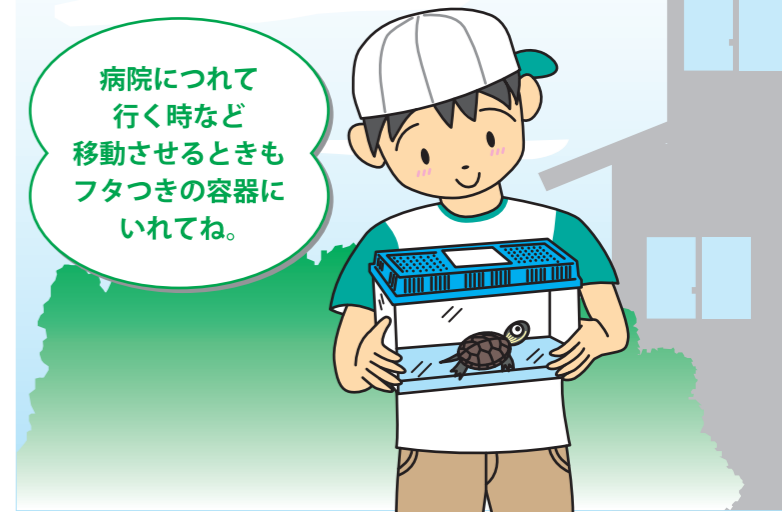
フタを開けて日光浴をすると
万一、容器が傾いたり
倒れたりしたときに
カメが逃げてしまうよ。

ポイント 4 水かえや運ぶときもフタをしよう!

容器のそうじをするために
カメを出したときも
別のフタつきの容器に入れてね。
カメを運ぶときも
フタ付きの容器に入れよう。



病院につれて
行く時など
移動させるときも
フタ付きの容器に
いれてね。



ハナガメを飼うなら知っておこう!

ハナガメは本来、台湾、中国南部、ベトナムに生息するカメで、日本へは主にペットとして輸入・販売されてきました。しかし、飼いきれなくなって放されたり、逃げ出したものが日本各地の野外で見つかるようになり、日本にもともといた在来のカメと交雑することが明らかになってきました。交雑が起ると、その地域の在来のカメの遺伝子の固有性が失われ、地域的な絶滅につながるおそれがあります。このような理由から、生態系に影響を与えるおそれがある侵略的外来種として、特定外来生物に指定されました。特定外来生物に指定されると、輸入、飼育・栽培、運搬、保管、野外への放出、譲渡などが規制されます。問題をこれ以上拡大させないためにも、今飼っているハナガメを決して野外に放すことはせず、逃げ出さないような容器で最期まで大切に飼育してください。